

各 位

北海道信用金庫

改元に関する各種対応について

いつも北海道信用金庫をご利用いただき、ありがとうございます。

改元に関する主な対応を Q & A 形式でとりまとめましたので、ご案内申し上げます。

当金庫では、極力お客様にご不便をおかけすることのないよう対応を進めてまいります。

何卒、ご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

1. 改元に関わる Q & A

Q 1 「平成」(旧元号)の帳票類はそのまま使用できますか。

A 1 ・改元後も引き続きご使用いただけます。

・新元号に訂正される場合は、「平成」に二重線を引き、令和とご記入ください。

・原則訂正印は不要ですが、業務によっては取引印(場合によっては実印)による訂正をお願いすることもありますので、何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

(訂正例)

令和 平成 1 年 5 月 ○ 日

*「1 年」は「元年」でも差し支えございません。

Q 2 「平成」表記の手形・小切手はそのまま使用できますか。

A 2 ・改元後も、振出日・支払日を問わず、引き続きご使用いただけます。

ご使用の際は、上記「A 1」(例)の記載要領でご記入ください。訂正印は不要です。

Q 3 新元号の帳票・書式を改元後すぐに使用したい。

A 3 ・新元号の帳票類をご用意するまで一定のお時間をいただきます。

何卒、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

Q 4 新元号の手形・小切手はいつ頃準備されますか。

A 4 ・新元号の手形・小切手をご準備するまで、一定のお時間をいただきます。

何卒、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

Q 5 本人確認資料として使用する官公署発行の証明書等に旧元号が残る場合でも、有効な証明書等として受付してもらえますか。

A 5 ・旧元号が残る官公署発行の証明書等(運転免許証や保険証・住民票等)は、有効期限内であれば、有効な証明書等として受付します。

2. その他ご留意事項

改元に関わる各種対応に関して、北海道信用金庫の職員がキャッシュカードの暗証番号をおたずねすることや、キャッシュカードをお預かりすることはございません。

以上